

## 「令和5年度課税分」から「地方税お支払サイト」を利用して 市税がクレジットカード決済等で納付可能になります！



地方税お支払いサイト  
(利用者向けホームページ)

### 【納付できる税目】

・固定資産税 ・軽自動車税（種別割） ・市県民税（普通徴収）

### 【利用方法】

eLTAX（エルタックス）の地方税お支払サイトを利用して、納付書に印字されている QR コードを読み取ります。詳しくは同サイトをご覧ください。

### 【利用開始】

令和5年度課税分の納付書が届き次第納付できます。  
※納付書に QR コードが印字されているものに限りです。

### 【納付方法】

- ◆お支払サイト内で可能な手続き  
クレジットカード決済  
インターネットバンキングやペイジー番号の発行  
口座振替（ダイレクト方式）
- ◆その他  
全国の地方税統一 QR コード対応金融機関の窓口  
スマートフォン決済

### 【注意事項】

- ・期限が過ぎた納付書はご利用になれません。
- ・利用できるスマホ決済アプリは地方税お支払サイトでご確認ください。
- ・領収書が発行されませんので、利用明細等でご確認ください。
- ・軽自動車税車検用納税証明書の発行は、市役所窓口にて別途申請が必要です。
- ・納付完了後、納税証明書が発行可能となるまで約2週間程度かかります。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、申請時に利用明細等をご提示ください。
- ・納付手続きを完了すると取り消しできません。納付後は領収印のない納付書が手元に残りますので、コンビニ等での二重納付にご注意ください。
- ・法人市民税や市県民税（特別徴収）は「eLTAX地方税ポータルシステム」を利用するとクレジットカード納付等ができます。

【問合せ】市役所納税課 ☎ 0980-87-9041

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定により、令和5年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、下記のとおり関係者に供します。

### 【縦覧期間】

令和5年4月3日～5月1日まで（土・日・祝日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

### 【縦覧場所】

市役所1階 税務課

### 【縦覧できる方】

石垣市内に土地・家屋を有する納税者（納税管理人）  
またはその代理人。

### 【持参するもの】

本人等を確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等又は納税通知書）。代理人の場合は納税者等本人からの委任状も必要です。

※委任状は、必ず委任者（納税義務者等）の方が自署・押印（法人の場合は法人名及び代表者名を記載の上、代表者印を押印）してください。

※縦覧帳簿のコピー及び撮影はできません。

【問合せ】市役所税務課 ☎ 0980-87-9043

税務署

## 石垣税務署からのお知らせ

☎ 0980-82-3074

### 確定申告が間違っていたとき！

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、申告内容を訂正することができます。修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページで作成できます。

国税庁ホームページ

- 税額を多く申告していたとき  
請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。



- 税額を少なく申告していたとき  
修正申告によって新たに納付することとなった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

### 令和4年分の確定申告の口座振替日は次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 4月24日（月）

個人事業者の消費税及び地方消費税 4月27日（木）

- 申告・納付期限の延長をされた方で振替納税をご利用の方の口座振替日は、国税庁ホームページをご確認ください。 ※上記の口座振替日と異なります。

- 振替納税ができなかった場合は  
振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。この場合、金融機関又は所轄の税務署の窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

国税庁ホームページ

